

令和 5年度

委 託 仕 様 書

- 1 委 託 業 務 名 財務会計システム構築業務
- 2 業 務 場 所 上尾伊奈資源循環組合(上尾市大字平塚951番地2 イコス上尾内)
(納 入 場 所)
- 3 履 行 期 間 契約締結日から令和6年1月31日まで

委 託 の 大 要	財務会計システムの構築
-----------------	-------------

費 内 訳 書

名 称	内 容	数 量	単 位	単 価	金 額	摘 要
財務会計システム構築		1	式			別紙業務仕様書のとおり
小 計						
消費税及び地方消費税の額						10%
合 計						

令和5年度

委 託 仕 様 書

1 件 名 財務会計システム使用許諾(長期継続契約)

2 使 用 場 所 上尾伊奈資源循環組合(上尾市大字平塚951番地2 イコス上尾内)
(納 入 場 所)

3 履 行 期 間 令和6年2月1日から令和11年1月31日まで

委 託 の 大 要	財務会計システム保守・使用料
-----------------	----------------

費 内 訳 書

名 称	内 容	数 量	単 位	単 価	金 額	摘 要
財務会計システム保守・使用料		60	月			
小 計						
消費税及び地方消費税の額						10%
合 計						

財務会計システム構築 業務仕様書

1 適用

本仕様書は、上尾伊奈資源循環組合（以下「発注者」という。）が発注する「財務会計システム構築業務」について適用する。

2 業務の目的

本業務は、必要な機能を有したシステムをクラウド環境上に構築し、発注者の財務会計事務の効率性及び正確性を確保することを目的とする。

3 業務内容

- (1) 現状調査
- (2) 基本・詳細設計（打合せ協議含む）
- (3) プログラム作成・テスト
- (4) 操作研修・本稼働立会い
- (5) データセンター環境構築（以下を含む）
 - ア サーバー環境構築
 - イ ネットワーク環境構築
 - ウ パッケージ・データセットアップ
 - エ テスト

※導入するシステムにより作業が異なることから、上記作業は例示である。
詳細作業については、作業実施計画書に記載し発注者の確認を得ること。

4 履行期間

契約日から令和6年1月31日まで

5 業務場所

上尾伊奈資源循環組合（上尾市大字平塚951-2 イコス上尾内）

6 運用開始日

- ・本業務において構築したシステムの運用開始日は、令和6年2月1日とする。
- ・発注者と受注者とは、同日付で本仕様書13に掲げる財務会計システム使用許諾（保守）契約を締結するものとする。

7 実施計画

受注者は、受注後速やかに作業実施計画書を提出すること。

なお、作業実施計画書には以下の内容を記載するものとする。

- (1) 作業体制表
- (2) 責任者、窓口担当者連絡先（緊急連絡先を含む）
- (3) 作業実施工程表（発注者との協議のうえ作成すること）

8 打合せ協議・操作説明会

打合せ協議は、初回、中間、納品時の3回を基準とし、その他必要に応じて実施すること。

操作説明会については、発注者と時期を調整のうえ実施すること。

9 動作環境

- ・クライアントパソコン及びプリンターは、既存の機器を使用すること。
- ・システムの利用は、8台を想定しているため、パッケージのソフトウェアについて、8台分のライセンス数を準備すること。

10 データセンター

本業務では、クラウドシステムを受注者が確保するデータセンターに設置すること。使用する回線はインターネット回線を原則とする。

また、確保するデータセンターは、別紙「データセンター機能要件書」に掲げる事項を満足すること。

11 システム機能要件

本業務において構築するシステムは、別紙「システム機能要件書」に掲げる項目を満足すること。

1.2 成果品

- (1) 財務会計システム 一式
- (2) 操作マニュアル 一式
(予算、執行、決算・決算統計 等)
- (3) その他発注者が指示するもの

1.3 財務会計システム使用許諾契約

- ・本業務の完了後、発注者と受注者とは、成果品のシステム使用及び保守に係る使用許諾契約を締結するものとする。
- ・当該契約に係る仕様書については、本業務の目的及び本仕様書内容を踏まえ、双方協議のうえ決定するものとする。
- ・当該契約は5年間の長期継続契約とし、「本契約の翌年度以降において、歳出予算の当該契約の金額について減額又は削除があった場合、当該契約は解除する」旨の特約を付すものとする。
- ・受注者は、システムの運用期間において本仕様書の要件を満たす品質・性能等を継続して提供するために、システムの更新及びバージョンアップ等を行い、正常な稼働を保証すること。
- ・システム保守作業は、システムの運用に支障のないよう発注者と協議のうえ実施すること。

1.4 その他

- ・本仕様書に定めのないものであっても、業務の履行上当然に必要な作業等については、発注者に報告のうえ実施すること。
- ・発注者から知り得た情報については、本システムの提案、契約、構築、運用の目的以外に使用せず、契約終了後においても機密として保持し、第三者に開示もしくは漏洩しないように必要な措置をとること。
- ・本仕様書に定めのない事項その他疑義が生じた場合については、双方協議のうえ決定する。